

●償還期間の特例

| | 貸付内容 | 償還期間 (据置期間) |
|---|--|-----------------|
| ① | 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合 | 12年以内 (3年以内) |
| ② | 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って同項に伴う改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金を借り入れる場合 | 15年以内 (3年以内) |
| ③ | 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第2号口の措置を実施するのに必要な同法第13条第2項に規定する資金を借り入れる場合 | 12年以内 (5年以内) |
| ④ | 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施するのに必要な同法第9条に規定する資金を借り入れる場合 | 12年以内 (3年以内) |
| ⑤ | 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第17条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第19条に規定する資金を借り入れる場合 | 12年以内 (3年以内) |
| ⑥ | 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第4項第2号の措置を実施するのに必要な同法第10条第2項に規定する資金を借り入れる場合 | 12年以内 (5年以内) |
| ⑦ | 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第11条第1項に規定する資金を借り入れる場合 | 12年以内 (5年以内) |
| ⑧ | 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項及び第7項の同意を得た計画に従って同条第6項第1号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な同法第8条の6第1項に規定する資金を借り入れる場合 | 12年以内 (5年以内) |
| ⑨ | 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第15号に規定する資金を借り入れる場合 | 12年以内 (3年以内) |
| ⑩ | 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第14条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第16条に規定する資金を借り入れる場合 | 12年以内 (3年以内) |